

## 第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った一部開示決定は妥当である。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年1月12日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：「1 鳴門市が県に提出した設置届の溶融設備の各容積及び熱負荷と実施設計で変更した現在の設備の各容積及び熱負荷が分かる資料  
2 現在の施設の燃焼室出口位置及び燃焼ガス温度の測定場所が分かる文書」

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年1月26日に該当する公文書を下記の文書と特定し、条例第7条第2号に該当する情報（個人の氏名及び印影）に係る部分を不開示として、残りの部分について開示する一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

特定文書：1 鳴門市が県に提出した設置届の溶融設備の各容積及び熱負荷と実施設計で変更した現在の設備の各容積及び熱負荷が分かる資料  
2 現在の施設の燃焼室出口位置及び燃焼ガス温度の測定場所が分かる文書

### 3 審査請求

平成29年3月30日付けで、審査請求人は本件一部開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は違法である。」として審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年4月12日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件一部開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示文書には、温度測定場所が主燃焼室、溶融炉、二次燃焼室入口及び出口が図面上に示されているが、竪型煙道、斜め煙道に関しては概略図と計算書のみである。実施機関は煙道に燃焼室機能があると主張しているが、そのように主張するのであれば、主燃焼室等と同様に設計図面の開示を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

竪型煙道及び斜め煙道に関しては、詳細な寸法が記載された組立図は存在しないため、これ以外に開示できる文書は存在しない。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件対象公文書について

本件開示請求は、「鳴門市が県に提出した設置届の溶融設備の各容積及び熱負荷と実施設計で変更した現在の設備の各容積及び熱負荷が分かる資料」及び「現在の施設の燃焼室出口位置及び燃焼ガス温度の測定場所が分かる文書」の

開示を求めるものである。

実施機関は、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号に該当する部分を不開示としたことには異議を唱えておらず、開示された本件対象公文書が、審査請求人が開示請求をした文書に該当しない旨主張している。

よって、当審査会は、本件一部開示決定の妥当性について審査する。

## 2 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、竪型煙道、斜め煙道に関しては概略図と計算書のみの開示にとどまり、実施機関が煙道に燃焼室機能があると主張するのであれば、主燃焼室等と同様にこれを確認する設計図面があるとし、当該図面の開示を求めている。

実施機関の説明によると、竪型煙道及び斜め煙道に関しては、特に何らの機能がついているものでないことから、詳細な寸法が記載された組立図は存在せず、これ以外に開示できる文書は存在しないとのことである。

かかる実施機関の説明に特段不合理な点はなく、竪型煙道及び斜め煙道について審査請求人が求める公文書は存在するものと推認することができない。

したがって、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、一部開示決定を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

## 3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成29年 4月12日	諮問書の受理
4月26日	実施機関理由説明書の受理
5月11日	審査請求人意見書の受理
5月24日	・ 審議
7月 5日	・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 実施機関による理由説明の聴取

	・審議
9月 4日	・審議
10月23日	・答申